

第2章 発券銀行から預金銀行へ

第1節 国立銀行の転換と銀行業の発展

1. 明治10年代の銀行政策

国立銀行条例の再改正 すでに述べたように、西南戦争を契機とするインフレは、農業や商工業の活況を呼び、銀行の繁栄を招いた。しかし一方では、このインフレは、国家財政を危機に追込むとともに、金利の高騰と投機を招来して、かえって大工業の成立、発展を阻害する結果をもたらした。そのため、紙幣整理を行なってインフレを終息せしめ、同時に近代的な通貨制度ならびに信用制度を整えることが、資本主義の確立にとって不可欠の課題となった。

明治14年10月、大蔵卿に就任した松方正義は、本格的なデフレ政策を断行して政府紙幣の消却を進めるとともに、正貨の蓄積に努め、中央銀行を設立して正貨と結びついた兌換券を発行せしめ、近代的な信用制度を樹立しようと努力を傾けた。

こうして、翌15年6月には「日本銀行条例」が公布され、同年10月、日本銀行の設立をみた。同行には、兌換券発行と国庫金取扱いの特典が与えられたが、その設立の目的は、たんに兌換制度を確立するばかりでなく、金融の疎通をはかり、金融機関の資力を充実して、産業資本の発展を促進することにあった。

日本銀行が、独占的に兌換券を発行することになったので、従来発券銀行であった国立銀行は、当然、改革されなければならなくなり、16年5月、再

度、国立銀行条例の改正が行なわれた。改正の主要点は二つあった。第一は、国立銀行の営業期限を開業許可の日から20か年とし、その後は普通銀行に転換せしめることであり、第二は、その間に国立銀行券を漸次消却せしめることであった。

なお、消却については、別に詳細な具体的方法が考案され、これにより各国立銀行は、日本銀行を中核として合同消却を進めた。

日本銀行設立当初は、まだインフレがおさまっていなかったため、日銀券の発行は行なわれなかったが、その後、紙幣整理が進行し通貨価値が安定するに及び、明治17年5月、「兌換銀行券条例」が公布され、銀貨兌換による日銀券の発行が始まった。

デフレ下の銀行 デフレ政策の浸透に伴って、わが国経済界はしだいに不況色を強め、明治17年には農村の困窮と都市商工業の不振は深刻化していった。金融界においても、貸付金の回収困難から、経営が行詰まる銀行が現われてきた。

この間国立銀行の預金は、さしたる増加を示さず、貸出金も、14年末の7,800万円をピークに低迷を続け（表1-12）、抵当に取入れた不動産の価格暴

表 1-12 国立銀行の業況(1)
(単位 千円)

年 末	銀行数	預 金	貸出金	純益金
明治10	26	4,506	...	1,311
11	95	8,067	...	2,118
12	151	16,226	51,352	3,073
13	151	14,915	58,156	3,394
14	148	19,583	78,121	5,851
15	143	19,714	70,366	3,887
16	141	24,223	62,831	3,163
17	140	20,370	75,991	3,090
18	139	27,476	64,937	3,047
19	136	32,359	86,844	3,792
20	136	33,439	105,346	3,419

(注) 『明治財政史』第13巻444, 488ページにより作成。

落と、貸出金の固定化により、銀行は大きな損害を受けた。そのため、利益金は半減し、閉店や一時営業停止、減資が行なわれ、15年から19年までに7行が合併された。こうして、12年末に151行あった国立銀行は、19年末には136行に減少した。

19年以降、景況は上向き

となり、国立銀行の預貸金、利益金も順調に増加し、やがて好況期を迎えた。

次に銀行類似会社や、¹⁾ 私立銀行の状況についてみよう。

銀行類似会社は、明治12年に国立銀行の設立が禁止されて以降、急激にその数を増し、13年6月末の120社から同年末には307社となり、ピーク時の19年には749社に達したが、²⁾ その後減少に向かった。26年に銀行条例が実施されると、なかには私立銀行に転換するものが現われたが、銀行の形式をとらず、そのまま金融業務を営むものもあり、さらに、新たに設立するものもみうけられた。もっとも、統計のうえでは26年以降、その報告を徴しなかったためか消失している（表1-13）。

銀行類似会社は、国立銀行や私立銀行に比べると概して小規模で、民間預金もきわめて少なく、大部分は、資本金を貸付ける貸金会社に類するものであった。

私立銀行の嚆矢は、明治9年3月に三井組が設立した三井銀行である。その行数は、12年の国立銀行の設立禁止以降著しく増加して、14年末94行、15年末には169行に達し、行数において国立銀行を凌駕するに至った。さらに、26年の銀行条例実施に

伴い、銀行類似会社からの転換もあって急増し、やがて日清戦争以降、本格的叢生期を迎える（表1-13）。

これらの私立銀行は、地方の地主、富商が資金をもち寄ってつくった貸金会社の色彩が強く、その平均資本額は22年当時、三井、安田の2大財閥銀行と資本金50万円の5行を除くと、約6万8,000円にすぎず、貸

表 1-13 私立銀行と銀行類似会社 (単位 千円)

年 末	私 立 銀 行		銀 行 類 似 会 社	
	行 数	資 本 金	行 数	資 本 金
明治 13	39	6,280	307	4,011
14	94	10,447	369	5,894
15	169	16,977	451	8,093
16	197	18,327	699	14,138
17	214	19,445	741	15,227
18	218	18,782	745	15,407
19	220	17,959	749	15,401
20	221	18,856	741	15,119
21	230	19,219	711	14,408
22	255	22,059	695	14,421
23	272	25,571	702	14,512
24	294	27,160	678	13,827
25	323	28,317	680	13,944
26	625	36,948	—	—

(注) 竹沢正武著『日本金融百年史』137ページによる。

付金も預金をはるかに凌駕していた。

このように、私立銀行や銀行類似会社が増加したので、政府はその監督を強化することにし、15年には銀行類似会社の定義を明らかにして、設立請願許否の権を大蔵省に統一し、また、17年には私立銀行設立についての準則を定めた。

- (注) 1) 私立銀行とは、国立銀行に対比される国立銀行条例に基づかない一般の銀行の総称として用いられた。本書では極力、普通銀行、貯蓄銀行に区分し、必要な場合に限り私立銀行の名称を使用した。
- 2) 『帝国統計年鑑』では19年末 748 社、資本金15,391千円となっている。

2. 銀行条例制定と国立銀行の転換

銀行条例、貯蓄銀行条例の制定 紙幣整理が完了し、信用制度が整備されると、ここに新たな企業ぼっ興期を迎えることになった。

明治19年以降、景気の回復に伴って、鉄道、紡績、鉱山などの分野で企業の設立が華々しく進められたが、やがて23年には、その反動から、わが国経済は一転して恐慌に見舞われることになった。折から、米国の銀政策によって惹起された銀価の高騰が、それに拍車をかけた。

この恐慌に際し、日本銀行は、積極的に信用を膨張させて企業の救済に当たった。前述のように、日本銀行は、産業資本の発展を促進する任務を担っていたが、形式的にはあくまで銀行の銀行として、商業手形の再割引を主務とし、不動産や株券を担保とする貸出は禁止されていた(条例12条)。しかし、恐慌下にあって、企業の救済のために株式担保の貸出を行なう必要が生じたので、同行は、担保品付手形割引制度を創設し、日本鉄道、日本郵船などの有力会社の株式を担保とする貸出を行なった。

一方、恐慌の影響により、銀行に対する一般の信頼が動揺して、営業を停止する銀行も現われた。そのため、政府は、金融機関の指導と監督をいっそう強化する必要を痛感し、23年4月の商法公布を契機として、同年8月、わ

が国はじめての、普通銀行に関する法規「銀行条例」を制定公布し、26年7月施行した。

銀行条例は11条から成っているが、第1条では銀行を定義してその性格を明らかにし、第2条では設立許可の権限を大蔵大臣に与え、第3、4、8条では業務の監督に関する諸事項を規定している。なかでも注目すべきは、第5条において、大口貸出が特定企業に集中することを禁止している点である。要するに、政府はこの条例によって、銀行の指導、監督を強化し、経営の健全化をはかり、わが国の銀行を英国型の商業銀行に育てあげようとしたのである。

しかし、当時の銀行の多くは、資産家や地主や商人によって設立され、その設立者は、同時に他方で企業を経営する場合が多かった。すなわち、同一人物が、一方で銀行を他方で企業を経営し、また、自己の企業への資金導入のために、銀行を設立する場合—こうした銀行を機関銀行という—すらあった。こうした状態のもとでは、この第5条が営業上の桎梏となるので、銀行業者は強くこれに反対し、28年にはこの条文は削除されるに至るのである。銀行条例はその後、昭和3年の銀行法施行まで6回にわたり改正されたが、第5条の削除を除いては、重要な変更を受けないまま、30有余年にわたって普通銀行を規制した。

銀行条例と時を同じくして、23年8月、「貯蓄銀行条例」が公布された。わが国の貯蓄銀行は、13年の東京貯蔵銀行を最初として、その後相次いで設立されたが、そのなかには不健全なものが多かったので、政府は、この条例により預金者保護を徹底し、経営の健全化をはかろうとしたのである。しかし、同条例が経営健全化を期するあまり、取締り法的性格が強きにすぎたため、貯蓄銀行業者の激しい反対運動に遭い、28年、改正を余儀なくされるに至った。この改正によって、資金運用上の諸制限が撤廃され、貯金払戻保証が緩和されるなど、預金者保護の色彩が薄められた。しかし、他面、取締りの無限責任は、その期間が退任後1か年より2か年に延長され、きびしくなった。

こうして25, 26年の沈滞期を経て、景気はようやく回復に向かうが、まさにそのとき、日清戦争がぼつ発するのである。

国立銀行の発展と転換 明治27年8月にぼつ発した日清戦争は、翌28年3月、わが国の勝利のうちに終わった。そして、3億6,400万円にのぼる巨額の償金がわが国に支払われるや、旺盛な企業熱が起こり、企業ぼつ興期を迎えた。この時期には、19年当時と同様、鉄道、紡績、銀行から、さらには保険、石炭、船渠、電気にまで企業熱が波及した。とくに綿・絹業などの軽工業部門では、機械制大工場の形態が支配的となった。しかし、この繁栄も29年末には終わりを告げ、景況は沈滞の様相をみせ始める。

明治20年代において、国立銀行は、銀行券の消却に伴い、営業方針を転換して民間預金の吸収に努め、普通銀行としての基礎を固めなければならなかった。事実、多くの国立銀行は、従来からの比較的強固な信用と経済界の好況に支えられてその業容を拡大し、収益を増大させた(表1-14)。とくに預金の増加は、その大部分が人民預金の増大によるもので、28年には人民預金が全体の90%を占めるに至り、国立銀行は、普通銀行として自立しうる資金的基礎を固めたのである。

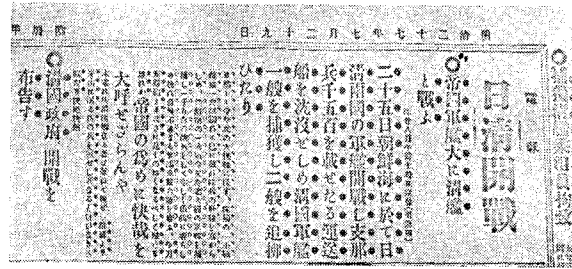
表 1-14 国立銀行の業況(2) (単位 千円)

年 末	銀行数	預 金	うち人民預金	貸 出 金	純 益 金
明治21	135	35,585	28,658	117,015	3,859
22	134	36,429	30,537	141,384	3,888
23	134	33,598	28,768	157,931	3,721
24	134	40,214	32,673	162,789	4,091
25	133	49,976	41,904	187,649	3,662
26	133	59,833	51,140	250,957	3,730
27	133	66,977	57,942	266,056	4,509
28	133	74,999	67,457	286,925	4,447
29	121	61,825	55,191	280,372	7,563
30	58	27,766	24,889	116,782	1,447
31	4	867	745	813	98

(注) 『明治財政史』第13巻 488 ページにより作成。

明治29年に「営業満期国立銀行処分法」が制定されると、国立銀行は、続々と普通銀行に転換していった。

明治12年までに、153行設立された国立銀行のうち、122行が普通銀行となり、8行が解散、7行が閉店、16行が合併して、32年2月、国立銀行はすべて消滅した。



日清開戦を伝える「新潟新聞」

3. 新潟県の経済・金融動向

地主王国の形成と近代産業の発足 松方の紙幣整理—デフレ政策の影響を最も強く受けたのは、農民であった。明治13年に石当たり9円22銭に暴騰した新潟の正米相場は、17年には3円75銭に低落し、日清戦争後の30年まで、この13年の高米価はついに出現しなかった。

前述のように、本県では、幕末期から巨大地主が出現していたが、この不況のなかで、中小地主や自作農の小作農化と地主間の階層分化が急速に進行し、新興地主への土地集中が進んだ。そして、本県の小作地率は、明治16年の47.7%から21年には51.6%と上昇し、小作地が全耕地の過半を占めるに至り、地価1万円以上の地主は、明治18年には389戸を数えた。これら新興地主は、明治期を通じてますます巨大化するとともに、農業以外の部門—金融業、工業、交通業などに資金を投じ、多彩な活躍をした。

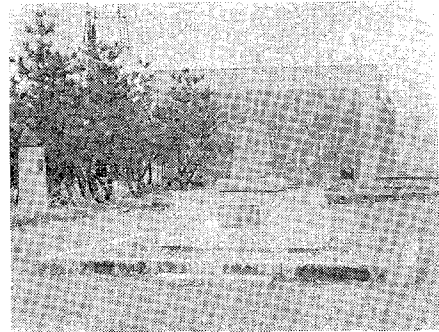
明治21年の本県総生産額のうち、農業は83.9%で、工業は12.5%を占めるにすぎず、伝統的産業である金物業、製糸、機業の経営規模は、家内工業の域を出ず、ついに大工場への発展はみられなかった。

明治20年代にはいと、それまで主として金融業に向けられていた地主らの資金は、石油業に投じられるようになった。

表 1-15 新潟県内織物・金属工業生産高の推移 (単位 円)

年 別	織 物	金属工業
明治19	494,333	88,356
20	657,810	167,405
21	696,213	656,109
22	1,014,242	1,759,351
23	839,373	879,703
24	2,169,148	876,318
25	2,310,708	952,018
26	1,597,526	886,467
27	1,762,108	295,586
28	2,411,126	324,084
29	2,977,975	369,301
30	2,624,697	324,640

(注)『新潟県統計書』により作成。



機械開坑第1号井の記念碑
(出雲崎町尼瀬の石油産業発祥記念公園)

21年には「日本石油会社」が設立され、機械採油の成功によって、石油工業の近代化の端緒を開いた。その後幾多の石油会社が叢生し、刈羽

地方の西山油田、長岡東方の東山油田、新津油田と、次々に新しい油田が開発され、ここにオイル・ラッシュが出現した。23年における県下の石油会社数は430社に達し、30年には、内地産原油に占める本県産原油の比率は49%に及んだ。石油業の隆昌はまた、硫酸・肥料製造業などの関連産業を生み出す母体となったのである。

このオイル・ラッシュに伴い、石油業それ自体が投機的要素をもっているところから、投機熱に酔って石油事業に狂奔する地主や商人が現われてきた。そして、石油事業の盛衰は、かれらが経営に当たっていた本県の中小金融機関の存立にも、大きな影響を及ぼすことになるのである。

なお、県内の商業活動をみると、明治26年3月の取引所法公布に伴い、同年10月には新潟米商会所が新潟米穀取引所に改組され、その後、商取引や株式投資の活発化を反映して、県内各地に続々と商品や株式の取引所が設立されるようになった(表1-16)。

鉄道の発達 表日本と本県の間には鉄道を敷設しようとする構想は、すでに明治初期に登場している。明治7年、東京～京都間の鉄道建設計画に基づい

表 1-16

新潟県内の取引所設立状況

取引所名	設立・廃止	備考
新潟米商会所	明治10. 3. 8～	明治26. 10. 1 新潟米穀取引所に改称 明治35. 10. 5 新潟米穀株式会社取引所に改称 昭和14. 10. 30 新潟株式会社取引所に改称 昭和18. 6. 1 日本証券取引所新潟支所となる 昭和22. 4. 16 同取引所解散 昭和24. 7. 2 新潟証券取引所設立、市場再開
新潟三品取引所	明治26. 10. ～明治32. 9.	(取扱品目) 綿糸, 綿花, 生糸
直江津米穀取引所	明治26. 12. 13～大正12. 12. 12	明治29. 直江津米塩取引所に改称 明治35. 直江津米穀取引所に改称
三条米穀取引所	明治27. 4. 2～明治38. 4. (休業)	明治30. 三条米穀株式会社取引所に改称 明治36. 三条米穀取引所に改称
長岡米穀取引所	明治27. 6. 27～昭和19. 2.	明治32. 11. 6 長岡米穀株式会社石油取引所に改称 明治37. 2. 5 長岡米穀株式会社取引所に改称 昭和14. 12. 11 長岡株式会社取引所に改称 昭和18. 6. 1 日本証券取引所長岡支所となる 昭和19. 2. 新潟支所に統合
新潟商品取引所	明治29. 7. ～明治35.	(取扱品目) 水油, 石油, 砂糖, 塩, 雑穀, 肥料
新潟株式取引所	明治29. 7. ～明治35. 7.	新潟米穀取引所に合併
長岡二品取引所	明治30. ～明治32.	(取扱品目) 石油, 有価証券
直江津商品取引所	明治30. ～明治33.	(取扱品目) 石油ほか不明
柏崎米穀取引所	明治30. 9. 4～大正12.	長岡米穀株式会社取引所に合併
新発田蚕糸米穀取引所	明治30. ～明治37.	
高田株式取引所	明治30. 11. ～明治32.	
地藏堂米穀取引所	明治31. 5. 3～明治34.	
中条二品取引所	明治31. 5. ～明治34.	(取扱品目) 米, 生糸
五泉蚕糸米穀取引所	明治31. 8. ～明治35. 7.	

(注) 主として小谷勝実著『日本取引所法制史論』、新潟証券取引所『新証二十年誌』により作成。

て中山道の調査が行なわれた際、信越方面の視察も行なわれ、また、9年にも上越国境方面の調査が実施された。これらの調査は、新潟県最初の鉄道となった直江津線や、後年の上越線建設の基礎となった。

直江津線は、中山道建設資材を直江津港で陸揚げして輸送するために建設されたもので、19年8月、直江津～関山間が開通した。その後、26年に直江津～上野間が全通し、28年には直江津～高崎間が信越線と名付けられた。

次いで28年、370万円という大きな資本金をもつ北越鉄道会社が、新潟に設立された。北越鉄道の構想は、直江津から長岡、新津を經由して新発田ま

で越後平野を貫通し、かつ新潟港との連絡のため沼垂～新津間を結ぶというものであった。32年9月には、沼垂～直江津間が開通して信越線に接続し、上野までの連絡が実現した。

このような鉄道の発達には、本県経済に大きな影響を及ぼした。明治20年ごろには、30万石前後に達した移出米の輸送に当たって、安全性と利便のために鉄道を利用するものが増加し、また、仕向け地も長野など近県の比重が増した。

鉄道の発達に伴って、その後これらの沿線に新たな小集散地が形成され、信越線の長岡、越後線の吉田、地蔵堂、羽越線の村上、新発田などが繁栄をみせるようになった。これに対して、河川交通の拠点であった与板、津川、葛塚をはじめ、多くの宿場町は沈滞を余儀なくされた。これら町村に所在する小規模な金融機関のなかには、機関銀行的性格をもつものも多かったもので、それらの貸出先である有力者や商人が、上述のような事情が原因して没落すると、滞り貸出が発生して経営を危くする例が見受けられた。

(注) 1) 鉄道院『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』中巻513～530ページ、および地方金融史研究会『地方金融史研究』創刊号13～17ページ。

県内金融機関の状況 明治前期において、本県の金融機関の圧倒的多数を占めていたのは、銀行類似会社であり、ピーク時の明治18年には81社を数えた。これに対し、普通銀行の発展は、明治20年代にはいつてからのことであった。

本県における銀行類似会社の発生はかなり早く、すでに明治12年の県統計書には、「貸金」業として7社、「品物抵当貸付金」業として3社が記載されている。

「貸金」業の7社は、城下町高田（現、上越市）とその近在にあったが、4社が商資励舎、2社が商法用達舎という名称であったことは、士族授産との関係を想定させる¹⁾。

「品物抵当貸付金」業の3社は、積小社、北越商会、長岡商会である。新潟

の積小社は、明治4、5年ごろに設立されたが²⁾、新潟為替会社が公金費消事件を起こした際、県から穴埋め資金の立替えを命ぜられており、かなりしっかりした貸金会社であったと思われる。北越商会は、13年版の県統計書からいったん姿を消すが、17年版には、同年8月設立、「貸倉、荷為替抵当貸付」業として再度現われる。17年の設立のときは、三井、三菱の海上輸送権の抗争に際会して、三井側の共同運輸会社の荷為替、貸付部門を担当した模様である。また長岡商会は、明治12年12月、第六十九国立銀行の株主たちによって、同行内に設けられた子会社で、16年には営業種目を「諸物品依託売買運送船営業」と変えている³⁾。

銀行類似会社は、このように雑多な性格をもちながらも、13年には33社に増加し、その後も主要町村に競って設立され、ブームの観を呈した。

その様子を小千谷を中心とした北魚沼地方についてみてみよう。

12年1月、北魚沼郡西吉谷村に「村立会社金種蓄」が設立されたが、その後、改組されて「共救社」（資本金1,800円）となった。その規約に「有志節儉ノ余金ヲ蓄集シ……就産料ニ貸付シ若クハ非常災厄ニ罹ルハ之ニ応当ノ金物ヲ救助」とあることから、同社は農民の救済貸付を主な目的としていたものと思われる。

13年5月、地元有力商人の手によって、保進社が小千谷町に設立された。資本金は3万3,000円であったが、そのうち3万円は貸付金の資金、3,000円は物産商品の売買に充てられていた。同社は、翌14年に12万1,000円に増資し、15、16年ごろには貸付金、預り金のみを取扱っていた。

また14年4月には、同じく小千谷町に資本金30万円の大きな「金融会社」が設立された。同社はコルレス契約も行ない、少額ながら公金や人民預金も有していた。そのほか、小千谷町の新益社（14年11月、資本金2万5,905円）、片貝村の日進社（13年7月、資本金5万円）、三仏生村の商法融通会社（14年5月、資本金4,000円）、西千谷村の向榮社（15年5月、資本金5,800円）、東吉谷村の融通社（16年2月、資本金5,000円）、ならびに、当初、商業会社であったが、18年に貸金業に区分されている小千谷町の材木社（14年7月、

表 1-17 新潟県内銀行類似会社の営業種目と資本金
(単位 円)

営業種目	明治17年末		明治18年末	
	会社数	平均資本金	会社数	平均資本金
貸付	62	35,005	59	33,267
貸付・為替	6	83,500	2	21,000
貸付・預金	6	57,167	17	61,642
貸付・預金・為替	3	43,333	1	150,000
計	77	40,835	79	40,540

(注) 1) 17年の計数には材木社、量益社の2社、18年末の計数には量益社、能生谷一円公益会社の2社が含まれていない。
2) 『新潟県統計書』により作成。

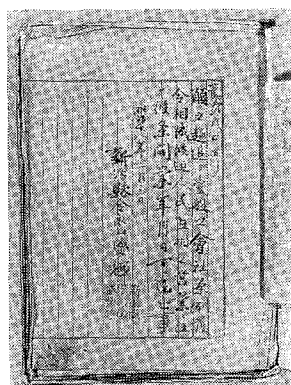
資本金1,500円)などが設立されている⁴⁾。

これら銀行類似会社の特徴としては、(1)新設総数107社のうち、好況期の13、14年に49社が集中的に設立され、その数は18年にピークとなり、以後淘汰

が進んだこと、(2)その数が多く、長野県に次いで第2位であったこと、(3)本県は普通銀行の設立が遅かった関係もあり、他県の普通銀行の中堅クラスに相当するものがかなりあり、なかには、国立銀行を優に凌駕する規模のものもあったこと、などの点があげられる(表 1-17)。

本県の銀行類似会社は、その設立者に地主や商人が多いが、無尽、頼母子講の系譜をもつものなどもあって、多様である。その機能も、農民救済から本格的な商業金融まで広範にわたっている。

なお、これら銀行類似会社のほとんどは、26年に施行された銀行条例により普通銀行に転換した⁵⁾。



銀行類似会社松野尾社の設立許可書類

本県の普通銀行としては、19年に銀行類似会社から改組した柿崎銀行が最初である。その後、同様に改組して普通銀行になったものは、28年末までに合計27を数え、新設5行が加わって、普通銀行数は32行となった。29年以降、国立銀行から転換した5行のほか、普通銀行の新設が集中的に行なわれて、その数を増していった(第2部表 2-12「新潟県内銀行・銀行類似会社の推移」を参照)。

こうして、本県の金融機関は明治30年前後

にはほ体制を整え，明治40年代に，その数においてピークを迎えるのである。

- (注) 1) 『高田市史』第1巻626ページ。
2) 『新潟市史』下巻384ページ。
3) 今泉省三著『長岡の歴史』第5巻45ページ。
4) 『小千谷市史』下巻273～295ページほか。
5) 明治25年以前に普通銀行に転換したもの2社。26～28年中に普通銀行に転換25社，消滅6社，他業種に転換4社となり，統計上銀行類似会社は消滅した。

第2節 デフレ期の経営

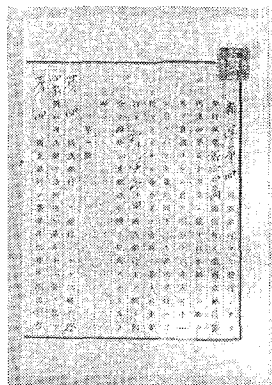
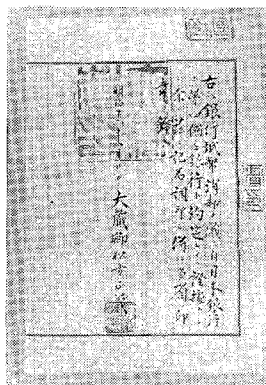
1. 条例の再改正と当行

紙幣消却の開始 明治16年5月の国立銀行条例改正により、国立銀行は、営業満期後、紙幣発行権を失うことになったため、銀行紙幣の消却が開始された。当行は、同年6月28日、日本銀行と紙幣消却事務の委任に関する約定を結び、紙幣消却元資として、16年上期と下期に各3万円を日本銀行に預け

表 1-18 紙幣発行高 (単位 円)

期 末	残 高	期 末	残 高
明治16. 下	240,000	23. 下	195,259
17. 下	234,797	24. 下	188,155
18. 下	229,527	25. 下	180,155
19. 下	223,053	26. 下	172,347
20. 下	216,321	27. 下	165,169
21. 下	209,353	28. 下	157,770
22. 下	202,269	29. 下	0

入れた。ほかに、紙幣下付高の2.5%相当額の当籤益などを積立て日本銀行へ預け入れて、紙幣の消却を進めた(表1-18)。その結果、16年末に24万円に達した発行紙幣は、28年末には15万7,770円に減じ、29年に至って消却が終わった。



紙幣消却に関する日本銀行との契約書(明治16年8月)

国庫金制度の実施

日本銀行条例によって、兌換券発行と国庫金取扱いの特典を与え

られた日本銀行は、明治16年7月、現実に国庫金の事務取扱いを開始し、漸次各地にその取扱所を設置していった。

これに伴い、当行は17年6月、従来から取扱ってきた国庫関係の出納事務を日本銀行に引継いでその代理店となり、同時に、同行と為替取組約定を結んだ。それ以降、たびたび制度的な変更が行なわれたが、当行は、そのつど代理契約を更改して、引続きこの出納事務を担当した。

また、本県の公金事務の取扱いについては、「地方税為替方」が27年4月、「新潟県金庫」と改称されたが、当行は引続き、郡役所、警察署、学校などの県公金出納事務を担当した。

このように、当行は、国や県などの租税および税外収入の出納という重要な業務を担当したが、15年以降、国立銀行時代を通じて、公金預金の残高は安定した推移を示した。

2. デフレ期の営業

預貸金の動向 前述の紙幣消却に伴い、国立銀行は、その資金源をもっぱら人民預金に求める必要に迫られた。しかし、“松方デフレ”の影響はきわめて深刻で、明治16年には「物価日ニ月ニ下落シ、市場ノ商況恰モ眠ルガ如ク」（明治16年上期実際考課状）、さらに翌17年も米の移出が少なく、「港内へ輻輳ノ米穀殆ント20万俵ニ余リ貸倉ノ如キハ悉ク充滿セサルモノナク」（17年上期実際考課状）という状態であった。

このような商況不振は、20年上期まで続き、当行の営業も沈衰せざるを得なかった。資金需要がなかったため、14年末42万円にのぼった当行の貸出残高は、その後、大幅に減少して18年7月には10万円内外にとどまり、資本金の3分の1にも達しない有様となった。そこで、遊資を東京支店に送り、薄利をいとわず、つとめて同業銀行に預け入れる方策が講ぜられた。¹⁾

当行はまた、余裕資金を有価証券の買入れに振向け、「所有金禄 公債証書ノ当籤元金ノ如キハ、皆整理公債証書ニ交換シテ、専ラ持重ノ策ヲ守ル」

(20年下期実際考課状)ことにした。その結果、有価証券の保有は、貸出残高をはるかに上回る高水準となった。

資金需要の不振は、当然、貸出金利の低下をもたらし、14年下期に30%を超えた新潟の市中金利は、17年以降10%弱となった。当行の貸出金利は、市中金利ほど変動が激しくなかったが、それでも表 1-19にみるように、しだいに低下していった。

このような運用利回りの低下に伴って、預金金利も引下げを余儀なくされ、とくに定期預金の金利が、大幅に引下げられた(表 1-19)。それにもかかわらず、市中の遊資は利子を求めて預金となり、「定期預り金ノ如キハ、利子割合低減セシモ尚陸続預ケ入ヲナス者アリテ」(18年上期実際考課状)、14年末にはわずか49口、残高3万円余にすぎなかった定期預金は、20年末には290口、16万円余に急増した(表 1-20)。この期間の期別預入額の職業別構成比率を平均すると、預金者の59%が商人、17%が農民であった。

一方、当座預金は不振を極め、取引先口数は数口にすぎず、その期末残高も、18~21年のころはほぼ1,000円台にとどまっていた。

このように、定期預金は好調であったものの、当座預金が極度に不振であったため、人民預金の総額は、23年上期に至るまで13年末の水準に回復し得なかった。そして、20年末の総預金60万円のうち、公金は38万円にのぼ

表 1-19 本店主要勘定の平均利回り

(単位 %)

期 別	預 金				貸 出	
	御用定期	御用当座	人民定期	人民当座 (利付)	貸付金	当座貸越
明治14.下	7.02	0	6.89	4.16	11.3	11.0
15.下	8.92	0	8.63	3.87	12.1	13.4
16.下	6.6	0	7.96	5.8	12.0	12.0
17.下	8.0	0	7.3	3.0	12.0	*10.0~12.0
18.下	5.5	0	6.2	3.0	11.0	9.0
19.下	5.0	0	5.0	3.0	* 6.0~12.0	*7.67~9.86
20.下	4.5	0	4.5	3.47	* 7.0~12.0	* 8.4~9.86

(注) *は期中の平均金利が不明のため、最高と最低金利を掲げた。

り、終始公金が大きな比重を占めていた
のである。

また、商況不振により人民為替の取組
みが減少したため、18, 19年の為替の取
組高は、最低水準を示した。

(注) 1) 明治18年11月現在の預け金の預入
先は、第百十三、第三十三、第三、
第百、第九十三、第百七の各国立銀
行と三井銀行、および郵便局2局で
ある(表1-21参照)。

表 1-20 人民定期預金の推移
(単位 円)

期 末	口 数	残 高
明治14. 下	49	34,799
15. 下	74	36,545
16. 下	109	64,892
17. 下	162	108,831
18. 下	180	85,342
19. 下	229	125,623
20. 下	290	165,882
21. 下	291	142,706
22. 下	274	136,584
23. 下	256	150,864

不況下の経営努力 上述のような情勢下において、当行は、収益を確保す
るべく種々の努力を重ねた。

たとえば、第一国立銀行の保証で、古河市兵衛と、その経営下にあった県
内の草倉鉱山の荒銅を担保として、5,000円を限度に荷為替契約を結んでい
る。明治16年中に、本店から東京支店へ送られた荷為替の総取組高15万7,000
円のはほとんどは、これである。しかし、この古河との取引は、17年に第一国
立銀行が新潟支店を設置したことによって、1年間で終わった。

また、当行は16年3月、茶の産地の村松町に支店を置く東北銀行(本店:東
京¹⁾)と、荷為替契約を結んでいる。その契約内容は、(1)東京から村松あて
の送金為替で1口500円以上のものは、手数料を減額する。ただし、当行で
国税など多額に東京支店あての送金がある場合は、無手数料とする、(2)東
北銀行で荷為替取組に資金を要する場合には、1万円を限度として貸出す、
というものであった。この契約も、18年に東北銀行が破産したため、自然解
消してしまった。

さらに、17年以降3回にわたり中山道鉄道公債の募集があったが、その
際、日本銀行と代理契約を結び、総額50万3,400円の応募を得ている。もっ
とも、応募者多数のため、券面下付高は18万3,300円に削減された。

(注) 1) 「合併銀行小史 村松銀行」の項を参照。

商業金融方針の後退 前述のように、当行は従来、貸付については、商品担保による商業資金の融資に徹し、明治12年上期実際考課状にも、「地所家屋ハ止ムヲ得ザル場合ニアラザレバ採ラズ、米穀ヲモツテ抵当ト為スモノ十ノ七八ニ居レリ」と報告されている。しかし、商業の極度の不振により、この方針を堅持するわけにはいかなくなってきた。

15年下期には、米価下落のため「農家ノ如キハ皆収穫ノ米穀ヲヒサガズ、一時他借ヲ以テ多額ノ租税ヲ上納」したので、これら地主に対する信用貸が多くなり、また翌期には、米穀移出が滞って滞貨融資が行なわれた。こうした変化を背景に、口数では無抵当貸出が最も多くなって、16～18年の間は信用貸出の残高が50%を超え、地所（地券）家屋担保貸出や銀行の株式を担保とする貸出が増加した。

無担保貸付は「重モニ豪家へ」貸出されたもので、株式担保貸付も、その内容からみて、地方の有力な地主や商人への貸出と推測される。

一方、東京支店における貸付は放漫の傾向があり、不況期にはいって焦付きが発生したが、それも次々に抵当品を処分して、回収していった。

16年8月に、東京支店の資本金を10万円に拡大したが、資金需要は乏しく、¹⁾他行への預け金による運用が主体であった（表1-21、1-22）。

表 1-21 東京支店の預け金
(明治18年11月)

(単位 円)	
預け先	金額
三井銀行	4,800
第三国立銀行	19,000
第一百国立銀行	20,000
第百十三国立銀行	30,000
第三十三国立銀行	30,000
第九十三国立銀行	5,000
逓 局	1,830
第百七国立銀行	15,000
合 計	125,630

表 1-22 東京支店の貸出金 (明治18年11月)
(単位 円)

区 分		口数	金額	大口貸出先
貸付金 (担保別)	地 券	10	10,400	銀行 2 件 10,015 溝口正直 15,000 第百八銀行 3,000 辻市兵衛 新潟物産
	株 券	18	10,005	
	公債証券	13	13,411	
	動 産	35	12,580	
	無 抵 当	15	20,585	
滞 貸 金	6	3,975		
期 限 過 貸 金	1	2,620		
当 座 貸 越	1	7,000		
計		99	80,576	

このように、当行の商業金融の方針は後退せざるを得ず、安全確実なもののみ選んで慎重な貸出が行なわれたので、貸出残高の推移は低迷を免れなかった。

(注) 1) 「第四国立銀行支店規則」で定められていた東京支店の資金運用のための原資で、為替支払準備金と貸付金などの運用限度額に分けられていた。

収益状況の悪化 預金、貸出の低迷を反映して、当行の収益状況もまた、不振を余儀なくされた。

まず収益金の動向をみると、貸出金利息収入は、貸出残高の減少と金利低下により、明治14年の4万6,386円から、19年には1万7,396円にまで激減した。これに対して、公債の利子収入と売却益の合計は、14年から20年にかけてほぼ2万円台を維持したので、収益総額に占めるその割合は、相対的にかなり上昇した(表1-23)。

18年下期の実際考課状は、この間の事情について、「幸ニ多額ノ公債ヲ所有シ、不動ノ利子ヲ得ルモノ殆ンド総益四分ノ三ニ下ラス、為メニ今日ノ衰運ニ遭遇スルモ、其影響ヲ受クルコト大ニ薄クシテ……」と記している。

一方、支出の推移をみると、無利息の御用当座は安定的であったが、有利息預金の残高が不振であったうえ、金利を大幅に引下げたので、預金利息の支払いがかなり減少した。

表 1-23 収益金の構成

(単位 %))

期 別	貸付金利息	割引料	手数料	公債利益	その他	合 計	収益額	払込資本 収 益 率
明治14. 下	51.6	0.1	15.3	28.5	4.5	100.0	89,941	51.4
15. 下	44.4	0.1	11.9	43.5	0.1	100.0	70,080	40.0
16. 下	40.8	2.4	13.9	42.7	0.2	100.0	56,873	32.5
17. 下	41.8	0.6	13.3	43.5	0.8	100.0	49,802	28.5
18. 下	41.8	0.1	10.9	46.7	0.5	100.0	47,875	27.4
19. 下	35.9	0	11.5	49.8	2.8	100.0	48,473	27.7
20. 下	40.7	0	10.6	47.8	0.9	100.0	63,105	36.1

(注) 1) 前期繰越金を含まない。

2) 払込資本収益率=(収益額×2)/払込資本金

表 1-24

諸経費の内訳

(単位 円)

期 別	預金利息	手数料	給 料	雑 費	諸 損	合 計	収支率
明治14. 下	25,740	5,222	3,125	5,575	4,587	44,249	49.2%
15. 下	17,227	564	3,372	3,517	58	24,738	35.3
16. 下	8,794	451	3,420	2,759	26	15,450	27.2
17. 下	6,619	522	3,256	3,339	44	13,780	27.7
18. 下	8,955	651	2,900	2,833	3	15,342	32.0
19. 下	5,524	920	2,953	4,024	330	13,751	28.4
20. 下	9,724	1,067	3,091	2,876	167	16,925	26.8

(注) 「雑費」は宮繕費、旅費、雑費、庫敷料の合計で、その他の雑経費を「諸損」とした。

そのほか、当行は、給料の削減や諸雑費の節約を行なって、支出の抑制をはかったので、20年下期には、支出額が収益額の27%程度にまで低減した(表1-24)。

この結果、当期純益金は不振ながらも3万円前後を維持し、配当率も年14%を下回ることがなかった。しかし、とうてい内部留保を積増しするまでには至らなかった。

明治10年代前半の好況期に、当行は、米商資本と連携して商人銀行としての機能を発揮するかにみえたが、不況期に際会して、商業金融は強い制約を受け、当座貸越、振出手形、荷為替などはほとんどその機能を発揮せず、貸付も停滞し、安全を求めて大地主への金融がふたたび増加した。

前述のような種々の経営努力にもかかわらず、当行は、全体として堅実・消極の方針を余儀なくされ、その利益の大部分を、資本金を超える多額の所有公債証書の利子に依存することによって、ようやく命脈を保つという状態となった。

第3節 預金銀行への足どり

1. 銀行機能の拡大

増資と恐慌の影響 明治20年にはいって、景気の回復が県内にも浸透し、当行の貸出は増勢に向かった。東京支店の貸出はきわめて積極的で、その残高は、20年6月末6万円から21年末には20万円に急増した。本店においても、20年の末には、納税資金と米商会所の取引にかかわる多額の資金需要が重なって、貸出業務は繁忙を呈した。そのため、東京支店の預け金を取りくずしたうえ、日本銀行から借入れを行なったので、23年上期まで、毎期一時的な借入れが発生した。

景気回復に伴って株式市場は活況を取戻し、株式相場の高騰がみられた。当行の株価も、表1-25に示したように上昇を続けた。こうした株価高騰により増資が歓迎されたこともあって、20、21年には、国立銀行の増資が盛んに行なわれた。

これらの情勢を背景として、当行は、20年8月の臨時総会において増資を決議した。その時点では、当行はまだ十分の余裕資金をもっており、さしあたって増資の必要に迫られていたわけではなかったが、「将来資本ノ不足ヲ感ジ十分ノ営業出来兼 候 見 込 ニ 付」(資本金増加願)、15万円を増資して、50万円の資本金とするこ
 とになったのである。そして、1
 株100円の株式を160円払込みと
 し、増資プレミアムは、増株割増
 金として積立てた。

表 1-25 当行株価の推移 (単位 株、円)

期 別	売買株数	売買高	単 価
明治18. 上	405	62,042	153
下	147	23,906	163
19. 上	109	20,578	189
下	191	42,025	220
20. 上	200	42,718	214
下	123	28,366	231

当行の各期純利益金の平均は、デフレ期の16年から19年までは3万円であったのに対し、20年以降23年上期までの好況期には3万8,500円とかなり好調であった。しかし、第3回目の増資払込みを終えた23年下期、および24年上期には、恐慌の影響で純利益が10%減少し、配当も1%下げて13%とされた。これは、明治10年以來の低い配当率で、景気調整期間の26年下期まで続いた。

当行に対する恐慌の影響は、県内の本支店では比較的小さかったが、積極的な貸出を行なった東京支店ではかなり大きく滞り貸が発生した。なかでも大口は、両毛鉄道会社設立発起人に融資した株式担保貸出や信用貸出であった。同社の設立は熱狂的な投機熱を呼んだが¹⁾、事業不振が伝えられると株価は暴落し、当行の貸出金も2万数千円が滞り貸となり、回収が長期に及んだ。

(注) 1) 滝沢直七著『稿本日本金融史論』226～227ページ。

融資機能の拡大 明治23年の恐慌以後も、県下の商況は低迷の域を脱せず、金融はおおむね緩慢に推移した。

当行の資金運用においては、依然として公債の保有が貸出金を上回り、資金構成でも、御用預金が優位を占めていた。しかし、商況不振のなかにあつて、当行は、本店を中心として徐々に取引層の拡大をはかるなど、経営に積極さを加えていった。

明治26年7月の商法施行に伴って、当行は同年12月25日に「第四国立銀行」として登記を行なったが、そのころから増勢の速度を増した人民預金は、やがて御用預金をしのぎ、貸出もまた公債残高を上回るようになった。

こうして、当行の性格は、27、28年を転換点として明らかに変容を示すに至った。つまり、日清戦争を契機とする本県経済の新たな展開と結びついて、当行は、本来の銀行としての基礎を確立するのである。

次に、その転換過程における経営の足どりをみることにしよう。

まず資金運用面をみると、当座貸越は、初期のころ、みだりに拡張しないという方針がとられたので、本店ではわずか数口にすぎなかったが、24年に

は25口に増え、それ以降も増加を続けた。東京支店の当座貸越も24年ごろには、平田銀行、新潟物産など2、3口にすぎなかったが、その後、鉄道、炭鉱、銀行などの株式を担保とする貸越が増加していった。こうして、営業満期時の29年12月には、当座貸越の口数は本店76口、支店27口、合計103口となり残高は50万円に達したが、これは貸出総残高の43%を占めるものであった。

このような取引層の開拓は、荷為替や手形割引についてもみられる。24年4月、当行は、日本郵船会社と結んで、地元の商人に荷為替取組みを働きかける一方、東京海上保険会社と交渉して、当行取引先の移出品に対する保険料を減額する特約を結んでいる。さらに同年には、高松の食塩輸出国社や内国通運会社から荷為替契約の申込みを受けるなど、荷為替の取引はしだいに拡大されていった。

また割引手形は、東京支店では29年ごろまで、銀行に対するものなど4、5口にすぎず、その増加の中心は本店であった。割引手形の期末残高が每期計上されてくるのは24年上期からで、29年上期末の残高は、荷為替手形13万円、割引手形15万円と、貸出総額の23%を占めるまでになった。

次に貸付金についてみると、東京支店においては、商人や銀行に対する有価証券担保貸出がそのほとんどを占めていた。これに対し、本店においては表1-26にみるように、商人への貸出が口数、残高とも著しい伸びを示し、商品担保貸出も、23年下期11%から29年上期40%と比重を増してきた。

表 1-26 本店貸付金の職業別推移

(単位 円)

期 末	商 業		農 業		会 社		工 業		銀 行		その他も 合 計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
明治23. 下	106	146,600	31	67,500	20	19,851	—	—	—	—	163	238,528
24. 下	112	206,116	32	58,800	19	61,700	—	—	—	—	169	328,536
25. 下	91	212,864	35	88,645	7	37,070	—	—	—	—	137	341,709
26. 下	229	298,611	41	84,560	4	20,672	—	—	—	—	277	411,043
27. 下	189	188,455	21	57,970	—	—	—	—	6	79,000	217	334,972
28. 下	191	208,521	60	75,285	—	—	8	7,500	23	73,690	283	369,520
29. 上	162	227,733	72	93,211	—	—	9	8,951	24	87,500	268	421,819
下	89	314,236	58	130,965	7	57,060	1	400	—	—	155	502,661

(注) 29年下期は営業満期日(明29.12.18)現在。当行内部計数については、以下同じ。

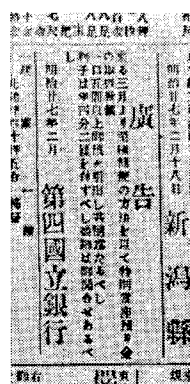
26年に新潟三品取引所，29年に商品取引所，株式取引所がそれぞれ設立され，新潟の商業も，米穀中心から一步脱皮する方向に進んだ。これに伴って本店の商品担保の種類も，砂糖，食塩，蠟といった移入品に加えて，米穀や雑穀，荒銅，生糸などの移出品まで広範に及ぶようになった。

このころになると，「生糸ノ如キモ 近来著シク産出増加シ 価値亦好況ナルニ因リ横浜其他各地へ売行キ従テ多クノ金員ヲ吸収セリ」（25年下期実際考課状），あるいは，「生糸業者生繭ノ買入資本ノ需要頗ル多額ニシテ，……」（28年上期実際考課状）といった記述があらわれるようになるが，これは，製糸業の発展とそれとの取引が生じていることを示している。

また，28年上期から，貸付先の職業別分類のなかに「工業」という項目が現われてくるのが注目されるが，これは，資金運用面での多様化を示す一例といえよう。

民間預金の増加 当行の人民預金は，明治25年ごろからしだいに増加の傾向をたどった。27年上期には，とくにそのうちの定期預り金，当座預り金が急増して政府預り金を超え，さらに27年下期以降は50万円の払込資本金をも超えるに至った。

当行本店の当座預り金は，26年下期18口にすぎなかったが，27年下期には214口，営業満期時の29年12月には730口に増加した。27年3月には，「特別当座預り金」を取扱う旨の新聞広告がなされたが，この預り金は勘定科目にはなく，¹⁾当座預り金の科目に含められていた。29年の新聞広告では，当座預り金の利率は年3分3厘，特別当座預り金の利率は年5分2厘8毛となっている。



特別当座預金取扱開始の新聞広告（「新潟新聞」明27.2.20）

これら当座預り金を職業別構成から見ると，商業関係資金が圧倒的な比重を占めているが，1口当たり金額は，26年の2,819円から29年ごろには415円程度と小口化しており，貯蓄性預金の性格をも有していたの

表 1-27

本店当座預り金の職業別推移

(単位 円)

期 末	商 業		会 社		官 吏		農 業		工 業		合 計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
明治26. 下	12	18,345 (1,529)	3	31,497 (10,499)	3	900 (300)	—	—	—	—	18	50,742 (2,819)
27. 上	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
下	148	75,446 (510)	6	74,367 (12,395)	16	4,100 (256)	31	13,361 (431)	13	2,504 (193)	214	169,778 (793)
28. 上	191	43,137 (226)	7	85,623 (12,232)	21	6,853 (326)	45	17,876 (397)	12	2,604 (217)	276	156,093 (566)
下	203	72,525 (357)	8	98,173 (12,272)	23	7,452 (324)	88	28,385 (323)	25	4,487 (179)	347	211,022 (608)
29. 上	240	76,445 (319)	7	110,630 (15,804)	32	8,550 (267)	112	42,253 (377)	28	5,157 (184)	419	243,035 (580)
下	429	59,429 (139)	12	210,780 (17,565)	32	11,028 (345)	198	16,255 (82)	59	5,206 (88)	730	302,698 (415)

(注) カッコ内は1口当たりの金額。27年上期から特別当座預金も含む。

表 1-28

本店人民定期預金の職業別推移

(単位 円)

年 末	商 業		工 業		農 業		平民官吏		会 社		その他とも計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
明治21	111	67,467	21	5,560	15	19,069	64	18,954	—	—	276	135,634
22	110	57,086	26	6,215	39	31,095	26	7,823	—	—	259	128,374
23	68	26,361	12	3,430	30	38,613	23	14,132	—	—	240	129,949
24	102	38,680	19	5,285	47	69,461	46	16,587	8	13,570	305	173,618
25	162	63,218	27	6,277	34	57,162	30	11,036	14	24,750	318	181,851
26	214	67,951	31	9,815	51	68,965	32	15,781	15	21,000	421	223,871
27	208	64,779	21	6,757	95	109,198	25	19,874	15	29,250	448	274,606
28	225	89,010	27	20,212	101	120,769	78	25,639	21	33,450	540	343,598
29	248	63,424	20	4,910	108	158,045	87	28,892	21	63,028	561	352,640

(注) 1) 「その他」では貸座敷が20口前後、金額1万円ほどがある。

2) 29年末は営業満期(明29.12.18)現在。当行内部計数については、以下同じ。

であろう。また、「商業」のほかに「農業」の口数増加も著しいが、その残高は必ずしも増加していない。それに比して、「工業」や「会社」の増加が注目されるが、これによって、当行の取引層が大地主・大商人層から、一般の商人や農家・会社・工業関係にまで拡大してきたことが知られる(表1-27)。

そして、この当座預り金は、当行の預金規模を飛躍的に拡大させる主力となり、営業満期時には、民間総預金の42%を占めるに至った。

また人民定期預金も、26年下期ごろから増勢が著しくなった。職業別の動向をみると、「農業」が口数、金額とも大きな伸びを示すが、「商業」の口数増加、「会社」の残高増加も著しかった（表 1-28）。

（注） 1） 特別当座預金が勘定科目として独立したのは大正5年下期からである。

資力の充実 このような人民預金の増加により、資金量も増大し、当行は預金銀行としての基礎を固めた。一方、本店における資金需要もまた強くなってきたので、「東京ヨリ金員ヲ回収シ勉メテ疏通ノ法ヲ画ス」（明治26年下期実際考課状）などの対策を講じた。そして、東京支店の貸出を圧縮するとともに、日本銀行から借入れを行ない、28年以降、東京支店を通じて他の銀行からも資金を調達した。しかし、預け金の期中累計額は、借入金に比して圧倒的に大きいので、常時資金不足をきたしていたわけではなく、期中の一時的資金不足を、他からの借入金によってまかなっていたものと考えられる

表 1-29 預け金、借入金の推移

（単位 円）

期 別	預 け 金		借 入 金	
	預 入 高 期 中 累 計	期 末 残 高	借 入 高 期 中 累 計	期 末 残 高
明治23. 上	1,448,432	209,971	106,000	—
下	918,475	136,883	—	—
24. 上	1,476,660	65,080	—	—
下	1,106,358	51,779	—	—
25. 上	2,442,067	102,734	—	—
下	2,142,141	92,423	—	—
26. 上	3,503,902	92,234	—	—
下	2,371,717	52,774	107,500	107,500
27. 上	3,107,422	80,719	360,000	60,000
下	3,615,680	201,646	146,000	—
28. 上	5,169,810	115,858	570,600	188,700
下	3,723,307	63,371	466,500	38,000
29. 上	5,274,699	73,967	250,000	60,000
下	3,124,394	45,034	642,800	198,000

（注） 借入金には紙幣消却借入金を含まない。

（表 1-29）。

いずれにしても、従来と異なって、運用資金量が充実し、当行は預け金、借入金による資金運用政策を積極的に展開することができようになったのである。

このような資力の充実と、金利の回復により、収益も向上し、27年上期には1%の増配

を行なって14%とし、翌期以降29年下期まで15,16%の配当率を維持した。

27年末に一気に資本金をしのいだ人民預金は、営業満期時の29年12月には78万円となり、政府預り金を加えた預金総額は、ついに100万円の大台を突破した。貸出金残高も138万円となり、有価証券の63万円をはるかに超えるに至った。

こうして、当行の経営体質は著しく強化され、国立銀行から普通銀行への転換の準備がまったく整ったのである。

2. 普通銀行への転換

営業満期処分法と当行 明治16年から、各国立銀行は、合同消却法により紙幣消却を進めてきたが、その後、金融の緩慢から公債価格が騰貴し、19年には整理公債条例が公布されて、低利借り替えが行なわれることになった。この結果、公債利回りが低下し、計画どおりの消却は困難となった。

そこで、国立銀行の営業期限を延長しようとする運動が全国的に起こり、本県でも、当行はじめ村上第七十一、新発田第百十六の各国立銀行などがこれに加わった。

営業期限延長問題は、紆余曲折を経たのち、29年3月9日の営業満期国立銀行処分法案の議決によって解決をみた。¹⁾

この法律により、(1)発行紙幣の消却残高がある場合は、同額を政府に納入し、政府は「紙幣銷却基金」を設けて銀行紙幣交換の義務を継承すること、(2)その納入に際し、借入れを必要とする場合は日本銀行が無利息で貸出に応ずること、などが定められた。

当行の営業満期時の紙幣流通高は15万60円であったが、これに対して、紙幣消却積立金は8万1,000円、運用益積立額は1万8,735円、合計9万9,735円であった。そこで当行は、差引消却残高5万325円が生じたが、このうち5万円を、毎年6,000円ずつ返済する約定で日本銀行から借入れ、全額を政府に納入して消却事務を完了した。

(注) 1) 政府は、同月23日、「国立銀行営業満期前特別処分法」を公布し、営業満期前に普通銀行に転換する場合は、解散などの手続きを省略する便宜の方法を規定した。また、法律第8号により、国立銀行紙幣の通用期限は明治32年12月9日、引換え期間はその後5か年と定められた。

株式会社新潟銀行の誕生 当行は、営業満期国立銀行処分法が可決された翌月の明治29年4月5日、臨時株主総会を開き、普通銀行として営業を継続することを決議し、4月7日付で出願した。同時に、実行委員として株主のなかから山田平太郎、斎藤庫吉、浜政弘、田辺忠吉、清水芳蔵、山口権三郎、鍵富徳次郎の7人が選ばれ、その準備を進めることになった。

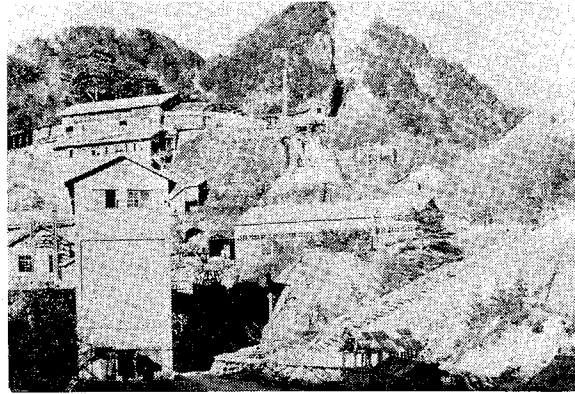
さらに同年7月26日、ふたたび臨時株主総会が開かれ、次の重要事項が決議された。

- (1) 明治29年12月18日の営業満期後は、定款を変更し、株式会社新潟銀行と改称する。
- (2) 積立金、紙幣消却元資積立金、紙幣消却金を払込みに充てて、資本金を100万円に増額する。
- (3) 12月18日限りで相川支店を廃止する。

その後、8月9日、当行は普通銀行転換後の役員を選出し、8月14日、正式に営業継続を出願して、10月12日に認可を得た。こうして、明治29年12月18日をもって第四国立銀行の名称は消滅し、株式会社新潟銀行が誕生したのである。

相川支店の再開設と廃止 明治12年5月、当行は、佐渡の相川支店を廃止し、それ以降相川派出所を設けて、佐渡の国税、地方税、および相川裁判所、佐渡鉱山局などの公金を取扱ってきた。しかし、その後、公金を主とした為替の取扱いが増えたこともあって、明治22年3月、ふたたび相川支店を開設した。これは、単に公金取扱いの都合によるものではなく、預金、貸出、為替などの業務を積極的に取扱う方針に基づいて実施されたものである。同支店の資本金は、以前3,000円であったものが、再設置後、3万円とされ

た。また、通常の業務のほかに、同支店に限って貯蓄預金の取扱いが行なわれたことは注目に値する。ここにも、業容拡大に対する当行の積極的な姿勢がうかがわれる。



佐 渡 鉱 山

22年、佐渡鉱山が大蔵省の管轄から宮内省御寮局に移管されると、当行は、その為替方である三井銀行の代理店を引受けた。

相川支店の貯蓄預金は、22年上期から3期間だけ残高があったが、23年3月、政府により「貯金取扱内規並取扱手続」が制定されその取扱いが制限されるに及んで、23年下期中に全額払戻され、消滅している。

なお、相川支店の貯蓄預金取扱いに際して定めた「貯蓄預金受払心得」による諸条件と、他行のそれと比較すれば、表1-30のとおりである。また、預け金を始めて1年以内に解約するときは、印紙代と手数料2銭を支払うことも定められていた。

同支店の決算期は、海路の不便を考慮して、とくに許可を得て1か月繰上げ、5月と11月とされた。

相川支店は、開設5期目の24年上期には、経常利益を計上するまでになっ

表 1-30 貯蓄預金預り要領

項 目	当 行	第一国立銀行	郵 便 貯 金
1回の預入額	10銭以上	10銭以上	3銭以上
付利最低額	1円	50銭	10銭
利息計算方法	半月計算	半月計算	1か月計算
預金最高限度	100円	500円	500円

- (注) 1) 当行の要領は22年現在のもので、他は明治13年現在。
 2) 『第一銀行史』上巻355ページ、協和銀行『本邦貯蓄銀行史』11ページによる。

た。貸出についてみると、小汽船や不動産、公債などを担保とする貸付のほか、移出入品担保貸付も活発で、29年5月末までは貸付金18口、1万935円、割引手形45口、1万6,460円となっている。その借入人には、のちに相川銀行設立の際発起人となった商人や地主たちが多く含まれていた。

29年9月、佐渡鋳山が宮内省から三菱合資会社に払下げられ、公金取扱いが減少したのに伴い、相川支店は明治29年12月18日限りで廃止された。当行は、相川支店廃止に際し、地元の人びとによる相川銀行設立に協力し、公金取扱い事務を同行に移譲した。